

下 総 第 3 2 2 号

令和2年(2020年)3月5日

下関市監査委員	小	野	雅	弘	様
同	大	賀	一	慶	様
同	関	谷		博	様
同	亀	田		博	様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成31年4月23日付け監査報告第8号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査の結果に基づき講じた改善措置

総務部総務課  
こども未来部幼児保育課  
農林水産振興部農林整備課

総務部総務課について

[指摘事項]

- (1) 公印管理について、以下の事項が見受けられた。所要の措置を講じられるとともに、適切な公印管理を行われたい。
- ア 下関市公印規則に規定される書体及び大きさと現物に差異があるもの。
  - イ 公印台帳が作成されていないもの。

(改善措置状況)

- ア 公印を、下関市公印規則に規定される書体及び大きさに適合させて、令和元年7月9日に新調、廃止した。
- イ 作成漏れであったため、平成31年2月26日に作成した。

こども未来部幼児保育課について

[指摘事項]

- (1) 下関市地域子育て支援拠点事業において、履行状況の確認が不十分な事例があった。同事業を実施している事業者は4月分の報告書で事業の実施要件の一部を履行していない旨を報告し、幼児保育課は報告書を確認していたにもかかわらず、不履行の認識がなく、今回の定期監査で監査委員事務局の職員から同事業者の不履行を指摘され、初めて同事業者に対して事実の確認を行うという状況であった。確認した結果、同事業者の担当者が誤認により不履行の報告をしたもので、実際は履行していたことが判明し、今回の事例では特段の問題は生じなかったものの、場合によっては不履行が見過ごされた可能性があった。

今回の事例は、幼児保育課と事業者の双方が事業の実施要件を正確に把

握していないこと及び認識に相違があったことが原因である。幼児保育課は、事業が確実に実施されるように、事業の内容等を正確に把握し、事業者に対して適正に監督や指導を行われたい。

(改善措置状況)

講習の実施については、「月1回」の要件を、「毎月1回」ではなく、「原則月1回(ただし年12回以上)」と解釈していたため、事業者に対して「月1回」の実施を徹底するように指導を行った。

また、今後は毎月の履行状況の確認を確実に行うとともに、不履行が判明した場合には、厳格に委託料の減額等の必要な対応を行う。

農林水産振興部農林整備課について

[指摘事項]

(1) 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設(以下「ジビエセンター」という。)の指定管理業務において、以下の事項が見受けられた。

ア 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第30条第4項で規定するアンケートが実施されていないことや利用者アンケート等実施手順を定めていないことを当課は見過ごしていた。指定管理業務の履行の確認を適切に行われたい。

イ 基本協定書第32条に基づく指定管理者によるジビエセンターの管理運営状況及び実績を評価した結果(モニタリングレポート)を、農林整備課は指定管理者に通知していなかった。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

ア 基本協定書第30条第4項で規定するアンケートの実施に向け、利用者アンケートに係る実施要領を指定管理者と協議の上作成した。また、今後アンケートの実施を失念することのないよう、指定管理者の作成する月ごとの業務報告書にアンケート実施の状況を記載する欄を設けることとして、当課及び指定管理者の双方において確認ができるように改善した。

イ 通知漏れのあった平成28・29年度分のモニタリングレポートを、

令和元年8月9日付けで平成30年度分のモニタリングレポートと併せて通知を行った。今後は、所属職員にスケジュール管理の徹底を指示し、当該通知を漏らすことの無いよう留意することとした。